

PPA 事業にかかる内容に関する質問及び回答

令和 7 年 12 月 17 日

次の事業について質問がありましたので、下記のとおり回答します。

事業名	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業（PPA）
-----	--

内容
<p>問1 太陽電池モジュールの設置予定地は、北側に窪地があるが全部水平に造成するのでしょうか。</p> <p>回答1 設備の設置位置は全て水平になるように盛土、整地を行います。</p>
<p>質問2 事業予定地が周りの道路より一段下がっていましたが、造成後も下がったままでしょうか。また、下がったままの場合、水の流れを考慮した造成をしてもらうことは可能でしょうか。 (排水用の側溝を設けるなど)</p> <p>回答2 設置する敷地は道路より高い位置となるよう盛土して整地を行い、周囲から水が流れ込まないよう整備します。</p>
<p>質問3 太陽電池モジュール用の架台は、JIS C 8955(2017)を満たしていればスクリュー杭に基礎でも問題ないでしょうか。</p> <p>回答3 基礎形状についての指定は行っておりません。JIS C 8955(2017)で計算された荷重に対し、上部構造に支障をきたすことのないよう、構造安全性が確保できる基礎してください。</p>
<p>質問4 太陽電池モジュール設置場所から電気室までの配線は、植込み部を埋設配管で計画されていますが、同ルートを架空配線でも良いでしょうか。または、近くの施設より地下通路に入線して地下通路を配管することは可能でしょうか。</p> <p>回答4 仕様におけるケーブルの配線ルートは参考図として示したものであり、連絡管廊を経由した配線は可とします。ただし、この場合のラック、配管等は既設のものとは別設置とし、浄化センターの維持管理に支障のないように配置する必要があります。また、具体的には承</p>

諾図の段階で決定されるものであり、協議の状況により承諾されない場合もあります。

(令和7年12月8日付け 質問に対する回答をご参照ください。)

なお、架空配線については不可とします。

質問5

送風機棟電気室に高圧饋電盤を設置する仕様になっているが、設置スペースが確保できない可能性が高いです。その場合、別の電気室(2系など)に設置場所を変更することは可能でしょうか。

回答5

送風機棟電気室内の高圧饋電盤設置については、仕様書に示す位置で検討してください。別の電気室への設置は不可とします。

質問6

設置予定範囲がわかる詳しい資料をご共有いただくことは可能でしょうか。(特に北側の木がある部分の境界が不明確です。)

参考までに、現地調査を行わせていただいた結果、仕様書に添付されている配置平面図の事業計画地のうち、約130mと記載のある部分が90m~100mほどしかなく、大きく見積もっても面積としては4500m²弱程度と思われます。

回答6

設置予定範囲については、仕様に示す位置で面積5,000m²として検討してください。今後、県側で測量の上、実施スケジュールに従って計画地の盛土、整地を実施します。測量後の盛土、整地工事に合わせて資料を提供いたします。